

# 小田原市観光交流センター条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準の素案について

## 1 目的

小田原市観光交流センター条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準を定めるものです。

## 2 主な内容

- (1) 小田原市観光交流センター条例に基づく申請に対する処分の審査基準
- (2) 小田原市観光交流センター条例に基づく不利益処分の処分基準

## 3 施行予定日

小田原市観光交流センター条例施行日（小田原市観光交流センター条例公布日（令和2年6月30日）から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日）

## 4 参考資料

- (1) 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表
- (2) 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票
- (3) 不利益処分の処分基準 総括表
- (4) 不利益処分の処分基準 個票